

判例研究

債権執行における差押えにおいて、

その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることが
消滅時効の中断の効力が生ずる要件として必要か否か

吉 岡 伸 一

一、はじめに

民法は消滅時効に関し、改正前の同法一四七条で中断事由として、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、及び承認を挙げたうえで、同法一四八条で「その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。」と規定していた。つまり、訴訟を提起して時効中断するには、被告を相手方とするほかに、被告以外の者に対しては時効中断の効力は生じないこととしている。しかし、他人の債務のために自己所有の不動産につき抵当権を設定した場合、当該不動産の競売申立て手続の当事者は債権者と物上保証人であり、債務者は当事者ではない。とはいうものの、債務者に対して時効中断の効力が発生しないとすると、競売手続進行中に被担保債権が時効消滅する事態も出てくる可能性があり、これでは債権者が申し立

てした意味がなくなる。また、債権者にとっても、その競売申立ては、「被担保債権の満足のための強力な権利実行行為であり、時効中断の効果を生ずべき事由としては、債務者本人に対する差押と対比して、彼此差等を設けるべき実質上の理由はない。」（最判昭和五〇年一月二二日民集二九卷一〇号一五三七頁）。

そこで、改正前民法一五五条は、「差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。」と規定し、上記のような場合について、同法一四八条の上記の原則を修正し、時効中断の効果が当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者にも及ぶべきことを定めると共に、これにより時効の利益を受ける者が中断行為により不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした。「したがって、債権者より物上保証人に対し、その

被担保債権の実行として任意競売の申立がされ、競売裁判所がその競売開始決定をしたうえ、競売手続の利害関係人である債務者に対する告知方法として同決定正本を当該債務者に送達した場合には、債務者は、民法一五五条により、当該被担保債権の消滅時効の中断の効果を受ける」と解するのが相当である。』(前掲最判昭和五〇年一月二日)。このことは、二〇二〇年四月から施行の改正民法においてもなないように変わることがないが、この点については後述する。

一方、債権差押えにおいては、その申立て後、裁判所は第三債務者及び債務者に対して債権差押命令正本を送達しなければならぬことになっている(民事執行法一四五条三項)。債権差押えは第三債務者に送達により効力を発生し(同条四項)、債務者への送達後一週間を経過すると債権者に取立権が発生する(同法一五五条一項)。また、債権者は、債権差押命令に伴い第三債務者に陳述書の提出を求めるところ(同法一四七条一項)、多くの債権者が陳述書の提出を求めるところになつてゐる。この陳述書は第三債務者への送達日から二週間以内となつてゐるが、第三債務者からの陳述書が債権者に返つてきた段階で、被担保債権がないとか、ほとんどないとかの場合も少なくない。

本来であれば、上述したように、債権差押えの債務者への送達も完了されなければならず、もし、債務者への送達が未了のままであれば、追加送達や公示送達などがなされなければならぬ。しかし、上記のように、被担保債権がないとか、ほとんどないとかの場合には、追加送達や公示送達などがなされない

まま長期間が経過していることも少なくないと考えられる。そのような場合に、債権者が権利行使に当たる行為に出たとはもはや評価できないと考えて、時効中断効を否定するという価値判断もあり得ないとはいえないように思える。つまり、債権差押え手続において、債務者への送達がなされなかった場合に、改正前民法一五五条(改正後民法一五四条)を類推適用して債務者への送達が行われなければ時効中断効が発生しないと考えるのか、消滅時効の中断効があると考えられるのか。この点については、従来、裁判例のなかつたところ、この問題が取り上げられた裁判例が最近出たので、本稿で取り上げることとする。

二、事案の概要

- (1) Yは、平成二二年四月一七日、Xに対し、弁済期を同年八月二十七日、利息を年一五%、遅延損害金を年三〇%として三三六万円を貸し付けた(以下、この貸付けに係る債権を「本件貸金債権」という)。
- (2) XとYとの間で、平成二二年八月二日、本件貸金債権について金銭消費貸借契約公正証書(以下「本件公正証書」という)が作成された。本件公正証書には、Xが本件公正証書記載の債務の履行を遅滞したときは直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている。

- (3) Yは、平成二〇年六月三日頃、鹿児島地方裁判所に対し、本件公正証書を債務名義とし、本件貸金債権を請求債権として、Xの株式会社ゆうちょ銀行に対する貯金債権の差押えを

申し立て、その頃、これを認容する債権差押命令（以下「本件差押命令」という。）が発せられ、同年七月三日までにようやく銀行に送達された（以下、本件差押命令による差押えを「本件差押え」という。）。

(4) 平成二〇年七月四日、ゆうちょ銀行は、差押債権として通常貯金二件一、〇三二円が存在することなどを記載した陳述書を鹿児島地方裁判所に提出した。

(5) 本件差押えのあった当時、Xは本件差押命令の申立書に記載された住所（当時の住民票に記載された住所）に居住しておらず、本件貸金返還請求権の支払期限の翌日から一〇年が経過するまでに本件債権差押命令正本がXに送達されたとか、他にYから又は執行裁判所からXに対して本件債権差押命令が発令された旨の通知がされたとかの証拠もなかった。

加えて、裁判所の調査等によると、本件債権差押命令が発令された当時、ゆうちょ銀行において、貯金債権が差し押さえられた場合、貯金債権の種類を問わず、その名義人である債務者へ郵便により通知をし、また、差し押さえられた貯金債権に係る通帳を使用した場合には窓口端末機に支払停止によるエラーが表示され、ATMを使用した場合は窓口に行くよう案内が表示される取扱いがされていた事実が認められた。さらに、その当時、Xは、その対象となった通常貯金口座を使用しておらず、Xは、ゆうちょ銀行からの通知又は上記差押えの対象とされた通常貯金口座の使用等によって当該貯金債権が差押えを受けていたことを知っていたとは認められなかった。

(6) 平成二八年、Xが、Yに対して、本件貸金債権はその弁済期から一〇年が経過したことにより時効消滅していると主張して、本件公正証書の執行力の排除を求める請求異議の訴えを提起した。

これに対し、Yは、本件債権差押命令申立てにより時効が中断しているため、未だ時効期間は経過していない旨主張している。

三、第一審判決の概要

第一審である鹿児島地鹿屋支判（金融・商事判例一五八二号二二頁）は、次のように述べて、本件貸金債権は時効消滅したとして、Xの請求を認容すべきものとした。

すなわち、証拠及び弁論の全趣旨によれば、「本件債権差押命令申立ての時点において同申立ての債務者であるXが同申立書記載の債務者住所に居住していなかったこと、本件口頭弁論終結日である平成二九年五月二四日までに本件債権差押命令正本がXに送達された事実がないことが認められる。

また、Yは、本訴訟において、本件債権差押命令に基づいて差押えをした旨の記載のある答弁書を平成二八年九月二三日に当裁判所に提出しているが、同日より前に、本件債権差押命令について、同命令正本の送達以外の方法による通知がXに対してなされたことを認めるに足りる証拠もない。

二(1) そこで、次に、対象債権の時効期間経過までに当該債権を請求債権とする債権差押命令申立てがなされたものの、時効

中断がない場合の時効期間（以下「本来の時効期間」という。）を超えて更に長期間が経過してもなお当該債権の債務者に対して債権差押命令正本の送達も、同命令が発令されたことについてその他の方法による通知（この送達と通知を併せて、以下「債権差押命令正本の送達等」という。）もなされなかった本件のような場合に、債権差押えによる時効中断効を認め得るかが問題となる。

そこで検討するに、債権差押手続においては、債務者による執行免脱を予防するため、発令前に債務者の審尋等がなされることはなく（民事執行法一四五条二項）、債務者は、通常、債権差押命令正本が自身に送達されるまでその手続が開始したことを知り得ない。この点を踏まえれば、確かに、Xが主張するとおり、時効中断の効果が当該時効中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぶべき場合に、当該手続を了知しない者が不測の不利益を被ることがないよう、その者に対して通知をした後でなければ時効中断効が生じないこととして債権者と債務者の利益の調和を図った民法一五五条の趣旨は、債権差押手続によく妥当するものとも思える。

そうである以上、債権差押えによる時効中断の効力を解釈する上では、民法一五五条の趣旨を類推し、本来の時効期間を超えて更に長期間が経過してもなお当該債権の債務者に対して債権差押命令正本の送達等がなされなかったような場合には、債務者が差押手続の開始を知らなかったことで不測の不利益を被ることがないよう、時効中断効は生じていないものと解することが相当であると思われるため、以下、Yの主張を踏まえて検

討する（なお、債権差押えは、差押命令正本の第三債務者への送達によって効力が生ずるものではあるが（民事執行法一四五条四項）、時効の利益を受ける債務者が有する債権を対象とする差押えである上、差押命令正本の債務者への送達も当然に予定する手続であるから（同条三項）、時効の利益を受ける者に対してしない差押え等について定めた民法一五五条がそのまま適用されるものではない。）。

(2)ア Yは、最高裁判所昭和五九年判決が、裁判上の請求については権利者が裁判所に対し訴状を提出した時、差押えについては債権者が執行機関である裁判所または執行官に対し金銭債権について執行の申立てをした時に時効中断効が生ずる旨判示している点などを指摘し、権利者が権利の上に眠ることなく適法に債権差押命令申立てをしている場合には、債務者に対して債権差押命令正本の送達等がなされたか否かにかかわらず、その申立ての時に時効中断効が生ずるものと解するのが相当である旨主張する。

確かに、同判決が判示するところを債権差押手続にそのまま当てはめれば、債権差押命令申立ての時に時効中断効が生ずることになる（なお、同判決は、「当該申立てが取り下げられ若しくは却下されたことにより、又は債務者の所在不明のため執行が不能になったことにより、結局差押えがされなかった場合には、動産執行に申立てによっていったん生じた時効中断の効力は、遡及して消滅することになるものと解すべきである」とも判示するが、これを本件債権差押命令申立てに当てはめても、申立てが取り下げられ若しくは却下された事実とは認められ

ないし、本件債権差押命令正本の債務者への送達がなされていないとはいえず、同命令正本の第三債務者への送達により現に差押えの効力が生じているのであるから、同申立てによつて生じた時効中断効が遡及して消滅したものとして解する理由を見いだすことはではない。以下、債権差押えの時効中断の効力を解釈する上で特に民法一五五条の趣旨を類推すべき事情について、債権差押と訴訟提起やその他差押えとの違いを踏まえて検討する。

イ 訴訟提起や債権差押え以外の差押えの場合、時効中断効の基準時たる訴状提出時ないし執行申立て時から、債務者がその手続の開始を了知する日までに、長期間が経過するといった事態は通常生じない。

これに対し、債権差押えの場合、一般に、債務者による執行免脱を予防する目的でまず第三債務者に差押命令正本を送達され、これにより差押えの効力が生じた後に債務者に差押命令正本が送達されることになるため、申立書記載の債務者住所への送達が奏効しないことが明らかになり、裁判所がその旨を債権者に連絡した時点では、既に陳述催告に応じて提出された第三債務者の陳述書により差押債権が存在しないこと又は僅少であることが判明していることが少なくなく、これにより手続執行に意欲をなくした債権者が再送達の上申や公示送達の申立てなど債務者への送達を完了するために自身がなすべき手続を行わずに長期にわたり放置するといった事態がしばしば見られるところである。

しかしながら、債権差押手続において差押命令正本の債務者への送達は必要なものとしており（民事執行法一四五条三

項）、債務者に防御の機会を与えるという意味でも重要な意義を持つ債権差押手続の構成要素とみるべきものであるから、Yの主張を踏まえても、債権者が債務者保護の意味をも有する重要な手続を残す段階に至つて、差押手続の完了を頓挫させる形で差押命令正本の債務者への送達を完了するために自身がなすべき手続を行わずに放置し、これにより債務者が差押手続の開始を知らないまま本来の時効期間を超えて更に長期間が経過するに至つたような場合にまで債権者の保護を優先するのは、債権者と債務者の利益の調和の観点から不合理であるといふはかない。債権差押においてしばしば見られる上記のような事態においても、あくまで債権差押命令申立ての時に時効中断効が生ずるものと解することが、前記二(1)記載の民法一五五条の趣旨にそぐわないことは明らかである。

ウ この点、Yは、債権差押命令申立て自体によつて時効中断効が生ずるものと解しても債務者が看過しがたい不利益を被ることはない旨主張するが、上記のような事態においても、あくまで債権差押命令申立ての時に時効中断効が生ずるものと解した場合、債務者が、本来の時効期間が経過した後、以後請求等がなされれば消滅時効の抗弁により対抗するつもりで、その債務にかかる領収書等の自身に有利な証拠を散逸させてしまった場合や、そのつもりで弁済しないでいたところ、遅延損害金が増積して膨大な金額になった後に突如として請求を受けた場合などに不測の不利益を被ることは容易に想定されるのである（本件についてみるに、Yは、平成二八年六月八日頃、本件公正証書を債務名義として、Xを債務者、本件貸金返還請求権

等を請求債権とする債権差押命令申立てを改めてしており、これを認容する債権差押命令の請求債権には同日までの遅延損害金が含まれているところ、このうち本来の時効期間経過後に累積して遅延損害金は元金の額を優に超え、六〇〇万円近くに上る。』。

三 以上のとおり、債権差押手続の原理、構造に起因して生ずる事態を想定しつつ、債権差押命令正本の債務者への送達を完了するための手続を行わずに放置した債権者とこれにより不測の不利益を被るおそれのある債務者の利益の調和を考慮すれば、債権差押えによる時効中断の効力を解釈する上では、前記二(1)記載の民法一五五条の趣旨を類推し、債権者が差押命令正本の債務者への送達を完了するために自身がなすべき手続を行わずに放置して差押手続の完了を頓挫させ、本来の時効期間を超えて更に長期間(再送達等)のために通常要する期間を超えた場合が一応の基準として想定される。)が経過してもなお当該債権の債務者に対して債権差押命令正本の送達等がなされなかったような場合には、債務者が差押手続の開始を知らなかったこととで不測の不利益を被ることがないよう、債権差押えによる時効中断の効力は生じていないものと解するのが相当である。

本件についてみるに、Yが本件債権差押命令正本の債務者への送達につき、相当期間内に再送達の上申や公示送達の申立てをしてさえいれば、本件貸金返還請求権の本来の時効期間である平成二二年八月二七日の経過までに送達手続を完了することは十分に可能であったにもかかわらずこれを放置したものと認められる上、平成二九年五月二四日時点で未だ本件債

権差押命令正本がXに送達されておらず、平成二八年九月二三日より前にその他の方法による通知がなされたものとも認められないのであるから、民法一五五条の趣旨を類推し、本件債権差押命令申立てによる本件貸金返還請求権の時効中断効は生じていないものと解するのが相当である。』

四、原審判決の概要

原審である福岡高宮崎支判平成三〇年三月二八日(金融・商事判例一五八二号二頁)も、次のように述べて、本件貸金債権は時効消滅したとして、Xの請求を認容すべきものとした。

すなわち、「本件債権差押命令の債務者であるXは、当時、本件債権差押命令の申立書に記載された住所(当時の住民票に記載された住所)に居住していなかった事実が認められ、本件貸金返還請求権の支払期限の翌日から一〇年が経過するまでに本件債権差押命令正本がXに送達されたことを認めるに足りる証拠はなく、また、他にYから又は執行裁判所からXに対して本件債権差押命令が発令された旨の通知がされたことを認めるに足りる証拠もない。なお、当審における調査嘱託の結果によれば、本件債権差押命令が発令された当時、株式会社ゆうちょ銀行において、貯金債権が差し押さえられた場合、貯金債権の種類を問わず、その名義人である債務者へ郵便により通知をし、また、差し押さえられた貯金債権に係る通帳を使用した場合には窓口端末機に支払停止によるエラーが表示され、ATMを使用した場合は窓口に行くよう案内が表示される取扱いがされて

いた事実が認められるものの、上記認定事実に加えて、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件債権差押命令の発令当時、Xは、その対象となった通常貯金口座を使用していなかったことが認められることからすれば、Xは、株式会社ゆうちょ銀行からの通知又は上記差押えの対象とされた通常貯金口座の使用等によって当該貯金債権が差押えを受けていたことを知っていたとは認めることはできない。

ところで、民法一五五条は、差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、時効の中断の効力を生じない旨規定しており、その趣旨は、時効中断の効果が当該時効中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぶべき場合に、その者に対する通知を要することとし、もって債権者と債務者との間の利益の調和を図ることにしたものである。このような民法一五五条の法意に照らすと、上記のようにXが本件債権差押命令による貯金債権の差押えを了知し得る状態に置かれたとは認められない。事実関係の下においては、本件債権差押命令による本件貸金返還請求権の消滅時効中断の効力は生じないものと解するのが相当である。

二 Yは、権利の上に眠る者は保護に値しないというのが消滅時効制度の一般的な趣旨であることに加えて、最高裁判昭和五七年(オ)第七二七号同五九年四月二四日第三小法廷判決(民集三八卷六号六八七頁)が、「民法一四七条一号、二号が請求、差押え等を時効中断の事由として定めているのは、いずれもそれにより権利者が権利の行使をしたといえることにあり、したがって、時効中断の効力が生ずる時期は、権利者が法定の手續に

基づく権利の行使に当たたる行為に出たと認められる時期、すなわち、…差押えについては債権者が執行機関である裁判所…に對し金銭債権について執行の申立てをしたときである」と判示していることからしても、Yが本件貸金返還請求権の消滅時効期間の経過前に本件債権差押命令の申立てをしたことにより、本件債権差押命令正本の債務者への送達等の有無にかかわらず、本件貸金返還請求権の消滅時効は中断していると解すべきであると主張する。

しかし、差押えによる時効中断の効力が生ずる時期については上記最高裁判決の判示するとおりであるとしても、以上説示して民法一五五条の法意に照らすと、上記のようにXが本件債権差押命令による貯金債権の差押えを了知し得る状態に置かれたとは認められない事実関係の下においては、本件債権差押命令の申立てをもって本件貸金返還請求権の消滅時効の中断の効力が生ずると解することはできない。

Yは、上記主張のように解しないと、第三債務者に対する陳述催告の結果として第三債務者が提出した陳述書により差押債権が不存在であるか著しく些少であることが明らかになったときなど、債権者において執行手續を続行する利益が存しないことが明白となった場合にも、あえて手續を続行しなければならない負担を強いることになるとも主張するが、債権者としては債務者の資力の回復を待つて債権の回収を図る上でも当該債権について時効中断の手續を進めておく実益があることにも鑑みると、本件債権差押命令による本件貸金返還請求権の消滅時効中断の効力についての上記判断を左右するものではない。

また、Yは、本件においてXが消滅時効を援用することは、信義則に反し、権利の濫用に当たるから、許されないと主張するが、Xによる消滅時効の援用が信義則に反するとも権利の濫用に当たるともいえないことは、以上認定説示したところから明らかである。」

五、本判決の概要

これに対し、上告審である本判決(最一小判令和元年九月一日・金融・商事判例一五八二号一四頁)は、次の通り判示して、原判決を破棄し、自判した。

すなわち、「民法一五五条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及ぶとした同法一四八条の原則を修正して差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被るることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され(最高裁昭和四七年(才)第七二三号同五〇年一月二一日第二小法廷判決・民集二九卷一〇号一五三七頁参照)、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるために、その者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。しかるところ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にはかならない。したがって、上記中断の効力

が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当である。

そして、前記事実関係によれば、本件差押えにより本件貸金債権の消滅時効は中断しているというべきである。

これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。」

六、検 討

(1) 第一審判決および原審判決の判断

第一審判決および原審判決の判断には、最判平成七年九月五日(民集四九卷八号二七八四頁)、および最判平成八年七月一日(民集五〇卷七号一九〇一頁)が影響しているものと思われる。

まず、前掲最判平成七年九月五日は、まず前掲最判昭和五〇年一月二一日を引用し、「債権者から物上保証人に対する不動産競売の申立てがされ、執行裁判所とした開始決定により物上保証人に対して差押えの効力が生じた後、債務者に右決定の正本が送達された場合には、時効の利益を受けるべき債務者に差押えの通知がされたものとして、民法一五五条により、債務者に対して、当該担保権の実行に係る被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずると述べた上で、「右送達が決定の正本を書留郵便に付してされたもの(民事執行法二〇条、民訴法一七二条参照)であるときは、右正本が郵便に付して発送されたことによつてはいまだ時効中断の効力を生ぜず、右正本の到

達によって初めて、債務者に対して消滅時効の中断の効力を生ずるものと解するのが相当である。ただし、不動産競売の開始決定の正本の送達が書留郵便に付してされた場合には、民事執行法二〇条において準用する民法一七三条の規定により、右正本の発送の時に送達があったものとみなされるが、そのような効果は不動産競売の手続上のものとどまるのであって、実体法規としての民法一五五条の適用上、差押えが時効の利益を受ける者である債務者に通知されたというためには、債務者が右正本の到達により当該競売手続の開始を了知し得る状態に置かれることを要するものというべきであるからである。」と判示している。

また、前掲最判平成八年七月一日は、物上保証人所有の不動産競売につき消滅時効中断の効力が生じるのは、債権者から物上保証人に対する不動産競売の申立てがされた時ではなく、競売開始決定正本が債務者に送達された時に生ずると解するのが相当であると述べている。その理由として、「民法一五五条は、時効中断の効果が当該時効中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぶべき場合に、その者に対する通知を要することとし、もって債権者と債務者との間の利益の調和を図った趣旨の規定であると解されるところ、競売開始決定正本が時効期間満了後に債務者に送達された場合に、債権者が競売の申立てをした時にさかのぼって時効中断の効力が生ずるとすれば、当該競売手続の開始を了知しない債務者が不測の不利を被るおそれがあり、民法一五五条が時効の利益を受ける者に対する通知を要求した趣旨に反することになるから

である。」と述べている（ただし、最判平成一四年一〇月二五日（民集五六卷八号一九四二頁）は、物上保証人所有の不動産を目的とする根抵当権の実行としての競売手続において、債務者の所在が不明であるため、競売開始決定正本の債務者への送達が公示送達によりされた場合には、民法一七三条の類推適用により、同法一一一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、債務者に対し民法一五五条の通知がされたものとして、被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずると解するのが相当であるとしている）。

第一審判決及び原審判決は、上記二判例が述べるように、物上保証人所有の不動産競売手続において時効中断するには、債務者が不足の不利を被らないよう、当該競売手続の開始のあったことを債務者に「了知」させる必要があると判断している。物上保証人所有の不動産競売事件と債権差押命令事件とは異なる事件であるが、債権差押命令事件において債務者への送達がされなかった場合は、上記不動産競売事件において債務者に当該正本が送達されなかった場合と同様に考えるべきであるとの判断が可能である。両判決は、そのように考えて、民法一五五条を類推適用して、消滅時効中断のためには債権差押命令正本が債務者に「了知し得る状態」に置かれる必要があるとして上記のような判示をしたのである。

(2) 最高裁の判断

しかし、他方、最判昭和五九年四月二四日（民集三八卷六号六八七頁）は不動産執行の消滅時効の中断効につき次のように述

べている。すなわち、「民事執行法一二二条にいう動産執行による金銭債権についての消滅時効の中断の効力は、債権者が執行官に対し当該金銭債権について動産執行の申立てをした時に生ずるものと解するのが相当である。ただし、民法一四七条一号、二号が請求、差押え等を時効中断の事由として定めているのは、いずれもそれにより権利者が権利の行使をしたといえることにあり、したがって、時効中断の効力が生ずる時期は、権利者が法定の手續に基づく権利の行使にあたる行為に出たと認められる時期、すなわち、裁判上の請求については権利者が裁判所に対し訴状を提出した時、支払命令を申し立てた時等であると解すべきであり（訴えの提起の場合につき最高裁判昭和三六年（オ）第八五号同三八年二月一日第二小法廷判決・裁判集民事六四号三六一頁参照）、差押えについては債権者が執行機関である裁判所又は執行官に対し金銭債権について執行の申立てをした時であると解すべきであるからである（不動産執行の場合同につき大審院昭和十三年（ク）第二一九号同年六月二七日決定・民集一七卷一四号一三三四頁）。なお、不動産執行と動産執行とは、手續を主宰する執行機関の点に差異はあるものの、執行手續としての基本的な目的・性格、手續上の原理等において格別異なるところはなく、特に申立てがあると、その後の手續は、いずれも、職権をもって進行され、原則として債権者の関与しないものであるから、不動産執行と動産執行とによって時効中断の効力が生ずる時期を別異に解すべき理由はない。」と。

つまり、強制執行についての相手方債務者への時効中断の効力は強制執行を申し立てた時であると解すべきであり、これは

動産執行であろうと、債権執行であろうと変わりがない。これについては、（債権執行においては）債権差押命令正本が送達されなかったことを解除条件とし、送達されなかった場合には遡及的に債権差押えがなされなかったとすることも考えられないわけではないが、「民法一四七条一号、二号が請求、差押え等を時効中断の事由として定めているのは、いずれもそれにより権利者が権利の行使をしたといえることにあ」と考えていることから、取り得ない考え方である。

最高裁は、改正前民法一五五条は、当事者以外の者に時効中断の効力を及ぼすべき場合に適用されるのであり、強制執行等の当事者である債務者には、債権者が申立てをすることによって行われるものであり、本件のような場合に改正前民法一五五条を類推適用することはできないとした。理由としては多くを語らず、一刀両断的である。

第一審判決及び控訴審判決も改正前民法一五五条が適用される場面ではないことを認識している点は最高裁判決と同じであるが、両判決が同規定を類推適用するのに対し、最高裁は類推適用もされないとしている点が異なる。

(3) 改正後の民法（債権関係）

ところで、民法（債権関係）の改正法が二〇二〇年四月から施行されている。消滅時効に関しては、その一四七条から一五二条において時効の完成猶予及び更新について規定している。本件のように債権執行についての差押えの申立てについては、申立段階で時効の完成猶予があり（二四八条一項）、差押えが終了

した時から新たにその進行を始める（同条二項。ただし、申立の取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない）。本件に関しては、この点は影響がないと思われる。

時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲については、一五三条において、差押え等の場合の「時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。」と規定され、改正前の一四八条の規定と同内容となっている。したがって、この点においても、改正法の影響はないと思われる。

さらに、改正後の同法一五四条は改正前の一五五条と同様の内容を規定しており、この点においても、改正法の影響はないものと思われる。

以上のように、改正民法では根拠条文が変わるものの、本件事案に関しては、その内容はそのまま維持されるものと解される。

(4) 改正後の民事執行法

民事執行法についても、昨年改正法が成立し、①債務者財産の開示制度の実効性の向上や、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策や、③子の引渡し強制執行に関する規律の明確化、④差押禁止債権をめぐる規律の見直し、及び⑤債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しが行われた。このうち、本件に関しては上記⑤が関係する。

債権執行事件は、長期化するものが少なくない。長期化する

ものとしては、全額の取立てが終わっているのに取立完了届が提出されないケースや、第三債務者からの陳述回答により差押債権が少額であることが判明したため差押債権者が回収の熱意を失い、債務名義還付のための取下げも行われずに放置されるケースがあるものと思われる。

執行裁判所にとって管理すべき事件が増え続けることは負担である上、後者のケースにおいては、第三債務者は、供託しない限り（民事執行法一五六条、その責任を負い続けることになる。また、放置することにより請求債権の消滅時効が進行しないことも問題となろう。

差押債権者は、第三債務者から支払を受けた場合は直ちに取立届を提出する義務を負っているが（同法一五五條四項、改正後は、これに加えて、差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなった日（以下、「取立可能日」という。）から起算して、第三債務者から支払を受けることなく二年を経過したときは、支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならぬこととした（同条五項）。その結果、差押債権者は、遅くとも取立可能日から二年を経過した時点において、取立届又は支払を受けていない旨の届（以下、「支払なし届」という。）のいずれかの提出義務を負うことになる。そして、その後四週間以内に取立届又は支払なし届の提出がないときは、執行裁判所は差押命令を取り消すことができるものとした（同条六項）。

また、差押命令が第三債務者に送達されている以上、差押えの効力は生じている（同法一四五條五項）一方、差押命令が債権者に送達されてから一週間経過後に取立権が発生するため

(同法一五五條一項、取立権は未発生であると考えられるので、上記の取立届又は支払なし届の提出もできない。そこで、改正法は、訴状送達に関する規律を参考にして、執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申し出をすべきことを命ずることができることとした。もし、送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達を命ずることができることとした。そのうえで、差押債権者が上記の申し出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができることとした(同法一四五條七項、八項)。

本件に当てはめて考えると、改正後は、執行裁判所が定めた相当の期間内に、債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所を申し出るか、それができなければ、公示送達の申し出をしなければならないことになり、そのいずれかを行わなければ、二年を経過した後、執行裁判所は当該差押命令を取り消すことになる。したがって、本件のように、消滅時効期間が経過してしまうようなことは起こらなくなると考えられる。

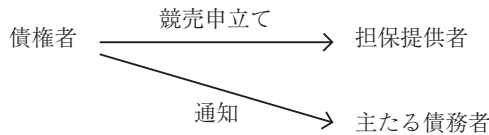
(5) おわりに

以上述べてきたように、民事執行法改正により、改正後においては、本件のように債務者に送達されないまま放置される事態は回避されることになるものと考えられるが、何らかの理由により放置されることも考えられなくはない。

そのような場合には、本件と同様、債務者への送達がなくて

も差押命令の効力は発生したまま完成猶予の状態にあると考えられるので、債務者は消滅時効を援用することはできないと判断される。

抵当不動産(第三者所有)に競売を申立てた場合
(改正前民法 155 条のケース)



債権差押えを申立てた場合

